

## 議案第3号関連資料

### 明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例の制定について

#### 1 目的

昨年、明石の海域において一部の方による水上オートバイでの危険行為がありました。本市は、人の生命、身体に危険を及ぼしかねない重大な問題であると認識し、刑事告発や海岸パトロールを行ってきました。しかしながら、全国的にも水上オートバイによる危険行為は後を絶たず、本市のすぐ近くにおいて、水上オートバイの乗員3名がお亡くなりになるといった痛ましい事故も発生しました。

このような状況を受け、海域等における水上オートバイ等の利用に伴う事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的に、新たに条例を制定しようとするものです。

#### 2 制定の概要

##### (1) 市及び事業者の責務並びに市民の役割（第3条～第5条関係）

海域等における水上オートバイ等の安全な利用を促進するための、市及び事業者の責務並びに市民の役割を規定

##### (2) 海の安全月間（第8条関係）

水上オートバイ等の安全な利用を促進するため、毎年7月を海の安全月間とする。

##### (3) 遊泳者安全区域の指定（第9条関係）

市長は、海域等において多数の遊泳者の利用が見込まれ、遊泳者に係る危害を防止するために必要があると認めるときは、期間を定めて、海域等のうち特定の区域を遊泳者安全区域として指定することができる。

##### (4) 水上オートバイ等による危険行為の禁止（第10条関係）

海域等において水上オートバイ等を操縦する者は、次に掲げる方法で、水上オートバイ等を操縦してはならない。

ア 海域等利用者の付近において、水上オートバイ等をこれらの者との衝突その他の危険を生じさせるおそれのある速力で航行する操縦の方法

イ 海域等利用者の付近において、水上オートバイ等を急回転し、又は縫航する操縦の方法

##### (5) 罰則（第11条関係）

遊泳者安全区域において(4)に掲げる行為を行った者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 3 意見募集状況

実施期間 令和3年12月24日（金）～令和4年1月23日（日）

意見応募者 3名

内容

①第9条の遊泳者安全区域の指定について、適用区域や期間を条例で具体的に規定すべきである。また、公益のために規制するのは理解できるが、規制する必要がないのに規制することは良くない。

②漁師がワカメや昆布などの養殖のために設置している浮きやロープに構わず水上オートバイが走り抜けていく。海産物産業を保護するためにも、養殖設備が設置されている付近でも水上オートバイの走行を規制してほしい。

③海岸から300m以内の走行禁止、発着場所の制限、騒音規制など盛り込んでほしい。

#### 4 施行期日

公布の日から施行。ただし、第11条の規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。



# 監視カメラ及び遊泳者安全区域明示ブイ設置箇所（案）

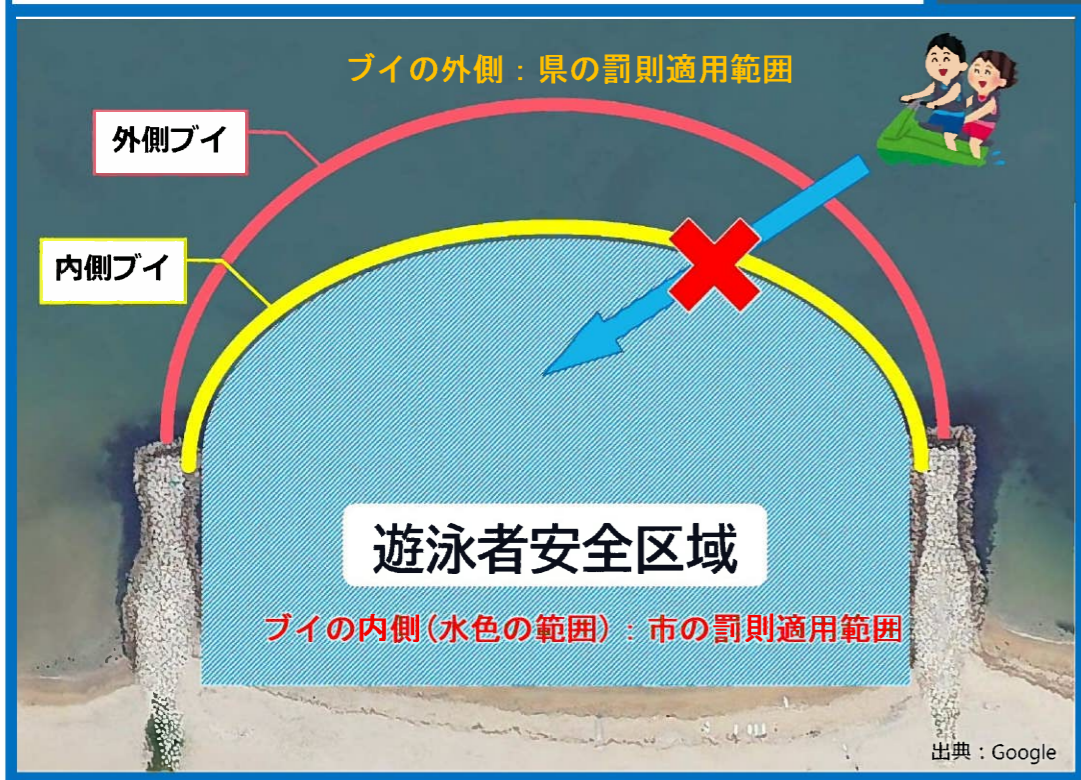


条例の主な説明

①遊泳者安全区域を設置します。

- ・二重のブイでエリア分けをします。
- ・区域内は水上オートバイ等乗入禁止とします。

②このブイの内側の遊泳者安全区域への乗り入れ、かつ、同区域内にて危険行為をした違反者には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金となります。



凡例

	既設監視カメラ
	遊泳区域明示ブイ(海水浴場)兼遊泳者安全区域明示ブイ(新設)
	遊泳区域(海水浴場)兼遊泳者安全区域(新設)
	監視カメラ設置予定箇所(新設)
	遊泳者安全区域明示ブイ(新設)
	遊泳者安全区域(新設)

至 大蔵海岸 →